

## 健康

保健福祉センター（保健福祉課健康推進係）…TEL0156-67-7320/FAX0156-69-2223

### 1 各種検診・集団健診（検診）

健診（検診）名	健診（検診）内容	対象者	申し込み先・医療機関	注意事項
特定健診	・診察、身体計測、血圧測定 ・血液検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、AST、ALT、γ-GTP、血糖、HbA1c、尿酸、クレアチニン、赤血球、ヘモグロビン、ヘマトクリット）	清水町国保に加入されている40～74歳の方	清水町保健福祉センター（保健福祉課） TEL 0156-67-7320 FAX 0156-69-2223 ※特定健診や各種がん検診など集団健診（検診）として行っており、希望する健診（検診）を選んで受けることができます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの健診（検診）も1人年1回の受診となります。</li> <li>・特定健診については集団健診、町内医療機関での個別健診、情報提供のいずれか一方の受診となります。</li> <li>※健診（検診）内容等の詳細は保健福祉センター健康推進係までお問合せください。TEL 67-7320</li> <li>※生活保護を受給されている方は、いずれの健診（検診）も無料です。</li> </ul>
早目健診		20～39歳の方		
後期高齢者健診	・心電図検査 ・尿検査（尿糖、尿蛋白、尿潜血） ・眼底検査	75歳以上の方及び65～74歳で一定の障がいのある方		
胃がん検診	胃バリウム検査（胃部X線検査）			
肺がん（結核）検診	胸部X線検査 必要と認められた方は痰の検査（喀痰検査）もあります。			
大腸がん検診	便潜血検査（2日法）			
CT肺がん検診	CT（マルチスライス）検査 必要と認められた方は痰の検査（喀痰検査）もあります。			
内臓脂肪CT検査	CTによる内臓脂肪面積測定			
前立腺がん検診	血液検査（PSA検査）			
肝炎ウイルス検診	血液検査（B型・C型肝炎ウイルス検査）			
エキノコックス症検診	血液検査（酵素免疫測定法）			
子宮がん検診	集団検診 頸がん検診（全員受診） 体部がん検診（必要な人） 経腔超音波検査（希望する人、必要な人100人まで）	20歳以上の女性（20、25歳には無料クーポンを配布）	清水町保健福祉センター（TEL 0156-67-7320） 土日、祝祭日を除く午前8時45分～午後5時30分 会場…保健福祉センター、御影公民館	各日とも定員があり、先着順とさせていただきます。
	個別検診 視診、頸部細胞診、超音波検査		公立芽室病院 芽室町東4条3丁目5番地 TEL 0155-62-2811（H31年3月末日まで）	個別検診も保健福祉センターへの申し込みが必要です。また、受診券が届きましたらご自身でも希望医療機関へ予約・受診してください。 ※持ち物…健康保険証、受診券
乳がん検診	集団検診 40歳代 マンモグラフィー2方向、乳房超音波検査 50歳以上 マンモグラフィー1方向	40歳以上の女性（40歳には無料クーポンを配付）	清水町保健福祉センター TEL 0156-67-7320 土日、祝日を除く午前8時45分～午後5時30分 会場…保健福祉センター、御影公民館	各日とも定員があり、先着順とさせていただきます。
	個別検診 マンモグラフィー2方向 PET乳がん検査（北斗病院のみ）		・公立芽室病院 芽室町東4条3丁目5番地 TEL 0155-62-2811 ・北斗病院検診センター 帯広市稲田町基線7番地5 TEL 0155-47-7777 ※PET乳がん検査は北斗病院のみ	個別検診も保健福祉センターへの申し込みが必要です。また、受診券が届きましたらご自身でも希望医療機関へ予約・受診してください。 ※持ち物…健康保険証、受診券
骨粗しょう症検診	前腕骨密度検査（医療機関で行う個別検診）	18歳以上の女性	清水赤十字病院 南2条2丁目 TEL 0156-62-2513	申し込みは検査希望日前日までに指定医療機関に要予約
	踵（かかと）骨超音波検査（子宮がん検診と同時に行います。）		保健福祉センター	会場・申し込み方法は子宮がんの集団検診日程をご覧ください。

※子宮がん・乳がん検診…個別検診と集団検診のどちらか一方を選んで受けることができます。なお、個別検診、集団検診に関わらず、保健福祉センターまでお問合せください。

## ■ 注意事項

胃がん検診を受けることができない人  
→腸閉塞や腸ねん転、大腸憩室炎等で治療を受けたことがある方や、透析中などで水分制限のある方、呼吸器疾患で常時酸素吸入をしている方。  
また、妊娠中の方は胃がん検診、肺がん検診、CT肺がん検診、内臓脂肪CT検査を受けることはできません。

## ◆ 人間ドック

実施医療機関…帯広厚生病院

検査内容：問診、診察、身体計測（血圧測定・身長・体重・BMI・腹囲）、視力・聴力検査、尿検査、血液検査（血糖、脂質、肝機能、貧血、肝炎ウイルス等）、腹部超音波検査、肺活量検査、心電図、眼底検査、胸部X線、胃部X線、便潜血検査

## ◆ がんドック（PET検査）

実施医療機関…北斗病院検診センター

検査内容：画像診断（PET、CT、MRI、超音波）、血液検査、腫瘍マーカー、尿・便検査、診察など

## 2 健康・栄養相談ほか

保健師、管理栄養士による相談を随時行っています。

■ 健診結果の見方

■ 体調の心配事

■ 食事に関する悩み事

等々、身体や食事のことでわからないことがあれば、いつでもお気軽にお問合せ、お立ち寄りください。

## ◆ 北海道（十勝総合振興局）の窓口

受付時間…午前8時45分から午後5時（土曜・日曜・祝日を除く）

こころの健康相談 専用電話……0155-21-9110

エイズ相談・検査 専用電話……0155-21-6399

HTLV-1抗体検査……0155-26-9084

特定疾患（難病）に関する相談…0155-27-8637

## ◆ 成人の予防接種

成人の風しん・高齢者の肺炎球菌・インフルエンザの予防接種は、一部助成があります。

接種方法、料金、持ち物などは保健福祉センターへお問合せください。

## ◆ 献血

北海道赤十字血液センターの移動献血車が、清水町内各会場で年4回献血を行います。

## 献血の種類と基準

65～69歳の方は60～64歳までの間に献血経験がある人に限られます。

種類	400ml全血献血	200ml全血献血
年齢	男性：満17～69歳 女性：満18～69歳	男女とも：満16～69歳
体重	男女とも50kg以上	男性45kg以上、 女性40kg以上
間隔	男性12週間後、女性16週間後の同じ曜日	男女とも4週間後の同じ曜日
年間献血回数	男性3回以内、女性2回以内	男性6回以内、 女性4回以内

## ◆ 健康ポイント

各種検診や介護予防ボランティア活動、スポーツ教室等の参加者に健康ポイントを贈呈します。対象事業に参加するとハーモニーカード商店会が発行するハーモニーカードにポイントが付与されます。

## 福祉

保健福祉センター（保健福祉課福祉係）…

TEL0156-69-2222 / FAX0156-69-2223

## 1 生活保護

### ■ 生活保護とは

けがや病気で家族に収入がなくなったりするなど、なんらかの理由で生活が成り立たなくなったときに、一日でも早く自分たちで生活を営めるよう援助するものです。

### ■ 生活保護を受けるためには

生活保護を受けるためには守らなければならないルールがあり、働ける人は一日も早く自力で生活できるように努力すること、最低生活に必要なもの以外は処分又は活用して生活に役立てること、親兄弟や親族などに可能な限り助けてもらうこと。

### ■ 生活保護の仕組み

保護基準は法律によって決められており、世帯構成・年齢・状況などにより計算され、世帯に入るお金や金品は全て収入としてみなされます。ただし、働いて得た収入は一部控除されます。保護基準から計算された最低生活費から収入を差し引いて、足りない分が生活保護費として補助されます。最低生活費よりも収入が多いと援助はされません。

### ■ 生活保護の申請

保健福祉課にて生活状況等の確認をさせていただき、関係書類を提出して申請することになります。

### ■ 訪問・調査

生活保護の申請をすると、十勝総合振興局の担当者が自宅へ訪問・調査に伺い、生活状況等の聞き取りや関係書類等の確認を行うことになります。

## 2 火災見舞金

火災によって家屋を全焼された方、また、当面する移住先が無く親族等から支援を受けられないときなどの世帯に、火災見舞金として町（5万円）、社会福祉協議会（5万円）、町赤十字分区（1万円）が支給されます。

## 3 老人クラブの育成

老後の生活を健全に豊かにするため、60歳以上の人を対象に町内12地区の単位老人クラブ連合会を組織しており、演芸大会などを通して高齢者が生き生きとした活動を行っています。

※清水町老人クラブ連合会事務局（清水町社会福祉協議会）

## 4 敬老会

多年にわたり地域社会に貢献された人の功績をたたえとともに長寿を祝福するため、77歳以上の人を対象に敬老会を実施しています。

## 5 障害者手帳の交付

心身に障がいのある人には、その障がいに応じて、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付します。

手帳を持っていると、障がいの程度により各種制度の適用を受けることができます。

## 6 各種制度

### ◆各種手当

重度の障がいがある場合、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を受けることができます。

### ◆医療費の助成

障がいがある原因で継続的な通院等が必要な場合、自立支援医療（育成・更生・精神通院）により医療費の一部助成を受けることができます。

### ◆補装具費の一部を支給

身体障害者手帳の交付を受けている人などが対象となります。障がいの状況や所得により制限があります。

### ◆日常生活用具費の一部を支給

心身に重度の障害がある人や難病のある人に対し、日常生活上の便宜を図る用具として厚生労働大臣が定める6種類の用具を給付又は貸与します。なお、障がいの部位や等級によって対象用具が定められています。

### ◆障がい福祉サービス

障害者総合福祉法におけるサービスで、心身に重度の障がいがある人や難病のある人に対し、在宅や入所・通所での介護や訓練などのサービスを受けることができます。

### ◆日中一時支援

日中における障がい者の活動の場を確保し、家族の就労支援や保護者の一時的な休息時間を確保することで、身体的負担などを軽減する目的で支援します。

### ◆自動車改造費の助成

身体に障がいがある人（上肢、下肢、体幹機能障害1～2級）が所有し、自ら運転する自動車の運転装置の一部を改造することにより、社会参加等を促進するために助成します。

### ◆手話通訳の派遣

聴覚障がい者などが、社会生活をするうえで、意思疎通が困難な場合、手話通訳者を派遣します。

### ◆NHK放送受信料の免除

障がいの程度や課税状況に応じて、受信料の免除（全額又は半額）を受けることができます。

### ◆高速道路料金の割引

身体障害者手帳を持っている本人が運転、又は、重度の心身障がいのある人を乗せた介護者が運転する車については、高速道路などの有料道路を通行する場合、料金が割引になります。

### ◆公共交通機関運賃（JR、バス）の割引

身体障害者手帳と、重度の障がいの人を介護する人が割引の対象になります。また、航空運賃、フェリーについても運賃の割引を受けることができます。なお、利用形態や距離などにより制限があります。

### ◆タクシー運賃の割引

身体障害者手帳の種別・番号・氏名を乗務員が確認することにより、割引が受けられます。

### ◆知的・精神障害者施設通所交通費の助成

知的又は精神障がいをもつ町外の介護・訓練施設等へ通所している人の交通費の一部を助成します。対象となる交通手段は、自動車・バス・自家用車などです。

### ◆人工透析に要する交通費の助成

腎臓機能障害における身体障害者手帳の交付を受けた人で人工透析療法を行うため、町外の医療機関へ通院している市町村民税非課税の方を対象に交通費の一部を助成します。対象となる交通手段は、自動車・バス・自家用車などです。

### ◆心身障害児施設通所等交通費の助成

機能回復訓練施設に通園する児童の自宅から施設通園にかかる交通費の一部を助成します。対象となる交通手段は、自動車・バス・自家用車などです。

## 7 相談窓口

### ◆生活・福祉の相談

総合相談窓口 保健福祉課福祉係

… TEL 0156-69-2222

### ◆虐待・人権等の相談窓口

障がい者虐待 保健福祉課福祉係

… TEL 0156-69-2222

- 児童虐待 子育て支援課子育て支援係  
… TEL 0156-69-2226
- 高齢者虐待・成年後見制度 保健福祉課在宅支援係  
… TEL 0156-69-2233
- 配偶者虐待 保健福祉課福祉係  
… TEL 0156-69-2222
- 十勝総合振興局保健環境部環境生活課  
… TEL 0155-26-9029
- 人権相談 釧路地方法務局帯広支局  
… TEL 0155-24-5823
- 弱者・犯罪被害者等 保健福祉課福祉係  
… TEL 0156-69-2222

#### ◆生活に不安のある人への相談窓口

- 生活福祉資金貸付制度 清水町社会福祉協議会  
… TEL 0156-69-2200
- 離職者支援資金貸付制度 清水町社会福祉協議会  
… TEL 0156-69-2200

## 8 母子・寡婦福祉資金貸付

母子家庭、寡婦等の経済的自立を応援するため、生活資金や子どもの就学資金などを低金利で貸し付ける制度です。

## 介護

保健福祉センター  
(保健福祉課介護保険係・在宅支援係) …  
**TEL0156-69-2222 / FAX0156-69-2223**

### 1 介護予防普及啓発事業

- ◆**介護予防運動教室**…65歳以上の町民の運動不足解消・介護予防・認知症予防のために、軽運動教室を実施しています。主に椅子に座って行う体操やストレッチ、脳トレを組み合わせた教室です。
- ◆**介護予防講演会**…例年、認知症をはじめとする介護予防に資する内容の講演会等を数回開催しています。

### 2 認知症に対する施策

- ◆**認知症初期集中支援事業**…認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みとして、医療機関と連携し「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の早期発見・早期診断・早期対応に向けた支援を行います。
- ◆**認知症に関する相談、集いの場**…認知症に関する相談の場として、月に1回地域支援専門員などを派遣して介護・認知症相談コーナーを地域食堂内に開設しています。また、民間店との連携により集いの場としての「さんさんカフェ」を開催しています。
- ◆**認知症サポーター養成講座**…認知症に対する理解を深め、皆で支え合うまちづくりを目指すために、町内のキャラバンメイトが要請に応じ講座を開催して

います。  
◆**清水町SOSネットワーク事業**…認知症等の高齢者や障がい者の方が行方不明となった場合に、協力機関と連携し、情報共有・捜索などで、行方不明者の早期発見・保護に努めます。

### 3 その他高齢者等に対する支援

- ◆**権利擁護支援センター事業**…高齢者の人の権利や財産を守るため、権利擁護・成年後見などについて清水町社会福祉協議会に委託して支援しています。
- ◆**高齢者虐待防止ネットワーク会議**…高齢者に対する虐待防止と保護、養護者に対する支援などを行うため、関係機関と連携し会議を設置しています。
- ◆**高齢者の見守り活動に関する協定**…町内企業等と協定を結び、日常業務の中でも積極的に高齢者の日常生活を見守る活動を行っています。

### 4 介護保険のしくみ

介護保険制度とは、介護が必要になった人が介護支援、機能訓練などのサービスが受けられる制度で、40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって介護保険料を納め、介護が必要となったときには費用の一部（1割～3割）を支払ってサービスを利用することができます。

年齢により自動的に介護保険の資格を取得し、市町村が保険者となって制度を運営するため、清水町に住民票のある人は、清水町の被保険者となります。

ただし、住所地特例適用施設に入所・入居している人は、前住地の市町村が保険者となります。

### 5 資格の種類

- (1) **65歳以上の人（第1号被保険者）**  
◆**介護サービスを受けられる人**  
生活機能の低下がみられ、日常生活を送るために介護や支援が必要であると認定を受けた人。（どんな病気やけがが原因かは問われません）
- (2) **40歳から64歳までの人（第2号被保険者）**  
◆**介護サービスを受けられる人**  
老化が原因とされる病気（特定疾病）により、介護や支援が必要であると認定を受けた人。交通事故など、特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象になりません。

#### 《特定疾病》

がん（がん末期）、間接リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗しょう症、初老期における認知症、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節又は股関節に著

情報
特集
居住証明年金
税金・保険
健康・福祉介護
子育て・教育
暮らしと環境
産業
議会・選挙
公共施設
コミバス交通
防災
火事・救急
ふるさと納税
テレホンガイド

しい変性を伴う変形性関節症。

※介護保険者証は、65歳以上の人は全員、40歳から64歳までの人は要介護認定を受けた人に交付されます。

## 6 介護保険料の決まり方や納め方

### (1) 65歳以上の人（第1号被保険者）

介護保険料は、市町村ごとに介護サービスにかかる費用、65歳以上の人数などから算出される基準額をもとに、本人や世帯の所得などにより段階区分が設定されています。

### ◆第7期介護保険料所得段階別保険料（平成30～32年度）

清水町の第1号被保険者の介護保険料所得段階区分は9段階で、保険料基準額は月額5,600円（年額67,200円）です。

段階区分	対象者	保険料率	月額	年額
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.45倍	2,520円	30,240円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	0.75倍	4,200円	50,400円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	0.75倍	4,200円	50,400円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.9倍	5,040円	60,480円
第5段階 (基準額)	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の人	1.0倍	5,600円	67,200円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2倍	6,720円	80,640円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.3倍	7,280円	87,360円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.5倍	8,400円	100,800円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の人	1.7倍	9,520円	114,240円

※第1段階については、公費による軽減が行われ、保険料が軽減されます。

・課税年金収入とは、税法上課税対象の収入となる公的年金（国民年金、厚生年金など）の収入をいい、非課税となる年金（遺族年金、障害年金など）は含まれません。  
・合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

### (2) 40歳から64歳までの人（第2号被保険者）

医療保険ごとに保険料を徴収します。保険料の額は、加入している医療保険の算定方法に基づいて決められます。納め方は医療分の保険料と一括して納めます。

### (3) 納め方（第1号被保険者）

納め方には年金から天引きされる特別徴収と金融機関窓口などから自分で納付する普通徴収の2種類があります。特別徴収が優先となっていますので、納め方を選択することはできません。

#### ◆特別徴収

年額18万円以上（月額15,000円以上）の老齢、退職、障害、遺族年金などを受給している人が対象となります。年金の支払い月（年6回）に年金から天引きされます。

#### ◆普通徴収

年金額が年額18万円未満の人や年度の途中で65歳になった人、清水町に転入した人が対象となります。また、年金の支給停止などにより特別徴収が中止になった人も普通徴収となります。

口座振替又は役場や金融機関などの窓口で納付していただきます。納期は7月から12月までの年6回で、納期限は原則各月の末日となっています。な

お、普通徴収の場合は世帯主や配偶者に連帯納付義務があります。

## 7 介護が必要になったら

日常生活を自分で送るのが不自由であったり、不安があるなど、介護が必要と感じたら、はじめに清水町地域包括支援センターに相談してください。本人の心身状態を確認しながら、ご相談に応じます。

### ◎要介護（要支援）認定基準

要介護度	本人の状態
要支援1	基本的な日常生活は、ほぼ自分で行うことができるが、要介護にならないため何らかの支援が必要な状態
要支援2	要支援1の状態より、日常生活を行う力がわずかに低下し、何らかの支援が必要な状態
要介護1	基本的な日常生活や身の回りの世話などに介護が必要
要介護2	食事や排せつ、入浴、洗顔、衣服の着脱などについて、一部介助又は多くの介助が必要な状態
要介護3	食事や排せつ、入浴、洗顔、衣服の着脱などについて、多くの介助が必要な状態
要介護4	食事や排せつ、入浴、洗顔、衣服の着脱などについて、全面的な介助が必要な状態
要介護5	日常生活の全般にわたって全面的な介助が必要な状態

※要介護（要支援）に該当しない場合は、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）や清水町独自の在宅福祉サービスなどを利用できる場合があります。

## 【地域包括支援センター】

### 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう支えていくための拠点として設置された機関です。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等が中心になって介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。

地域包括支援センター（保健福祉課内）…

**TEL0156-69-2233 / FAX0156-69-2223**

## 8 ケアプラン

### ◆ケアプランとは

要介護認定を受けたら、次に介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。ケアプランは、利用者の心身の状況や家族の状況、希望などをもとにサービスの種類や利用日時、回数、利用料金などの組み合わせを考えることです。なお、ケアプランの作成料は、全額介護保険で負担しますので無料です。

要介護度	利用するサービス内容	ケアプランの作成
要支援1・2の人	介護予防サービス 介護予防ケアマネジメント	地域包括支援センターの保健師などか、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに計画作成を依頼します。
要介護1から5の人	在宅サービス	居宅介護支援事業所のケアマネジャーに計画作成を依頼します
要介護1から5の人	施設サービス	介護保険施設に直接申し込み、入所した施設のケアマネジャーが計画を作成します。

### ◆ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

ケアマネジャーは介護支援専門員とも言い、資格試験に合格した介護保険の専門家です。

要介護者や家族などの相談に応じ、希望や心身の状況を踏まえて適切なサービスが利用できるように、市町村や介護サービス事業所などの連絡調整を行います。

### ◆ケアマネジャーについての不安や疑問がある場合

次のような場合は、遠慮なく地域包括支援センターまでご相談ください。

- 利用者や家族の状況を聞き、介護に関する色々な相談にのってくれない。
- 居宅サービス計画（ケアプラン）作成にあたり、サービスの種類、内容、利用料について十分な説明がされない。
- 利用者や家族が納得していない居宅サービス計画（ケアプラン）を強制的に同意させられた。
- その他お聞きになりたいことがある。

### ◆要介護1から5と判定された人

#### 介護サービスの利用

#### ○在宅で介護してほしい場合

要介護度が認定されたら、ケアマネジャー（介

護支援専門員）に居宅サービス計画（ケアプラン）を作成してもらい、その内容に沿ってサービスを利用します。

#### ○施設で介護してほしい場合

認定を受けたら、希望の介護保険施設に入所の申し込みを行ってください。入所することが決まった際には、入所契約を結び、施設の介護支援専門員が作成する施設サービス計画の内容に沿ってサービス（介護）が受けられます。

特別養護老人ホームに入所できるのは、原則として要介護3以上の人となります。

### ◆要支援1・2と判定された人 介護予防サービスの利用

介護予防サービスとは、今よりも状態が悪くならないように、また、少しでも自分のできることが増えるようになるために、利用していただくサービスです。地域包括支援センターの職員が中心となって、住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を続けられるよう支援していきます。

#### ◎町内の事業所

事業所	住所	電話
清水赤十字居宅介護支援事業所	南2条2丁目1	0156-62-2513
清水町社会福祉協議会ケアプランセンター	南3条2丁目1	0156-69-2210
せせらぎ荘介護支援相談センター	南3条1丁目1	0156-62-3611
清水町指定居宅介護支援事業所 清水町地域包括支援センター	南3条2丁目1-1	0156-69-2233

※その他町外にある事業所も利用できます。

#### 【訪問介護・訪問型サービス（ホームヘルプサービス）】

訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護や、掃除・料理・洗濯・買い物などの生活の援助をします。通院などを目的とした乗降介助サービスを提供する事業所もあります。

### ◆サービスを利用できる人

要介護（要支援）認定を受けた人。ただし要支援の人は、通院等乗降介助の利用はできません。

#### ◎町内の事業所

事業所	住所	電話
さくらさくら訪問介護事業所	北1条西5丁目2-1	0156-62-4132

#### 【訪問看護・介護予防訪問看護】

病院・診療所の看護師などが、心身機能の維持回復などを目的に、疾患のある利用者の自宅を訪問して主治医の指示に基づいて療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

### ◆サービスを利用できる人

要介護（要支援）認定を受けた人で、病状が安定期にあり、訪問看護が必要と主治医が認めた人

◎町内の事業所

事業所	住所	電話
清水赤十字病院	南2条2丁目1	0156-62-2513
御影診療所	御影西2条3-13	0156-63-2320
前田クリニック 訪問看護事業所	南1条4丁目1	0156-62-2032

【訪問リハビリテーション・

介護予防訪問リハビリテーション】

医師の指示に基づき、病院・診療所又は介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士が、自宅を訪問して心身機能の維持回復と日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行います。

◆サービスを利用できる人

要介護（要支援）認定を受けた人で、病状が安定期にあり、医学的管理のもとでリハビリテーションが必要と主治医が認めた人

◎町内の事業所

事業所	住所	電話
清水赤十字病院	南2条2丁目1	0156-62-2513
御影診療所	御影西2条3-13	0156-63-2320

【通所介護・通所型サービス（デイサービス）】

日中、デイサービスセンターに通ってもらい、施設では入浴・食事・レクリエーションや生活機能訓練などのサービスを日帰りで提供します。施設は自宅から施設までの送迎も行います。

◆サービスを利用できる人

要介護（要支援）認定を受けた人

◎町内の事業所

事業所	住所	電話
清水町デイサービスセンター	南3条2丁目1	0156-69-2255

【通所リハビリテーション・

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）】

介護老人保健施設や病院などで、心身機能の維持回復と日常生活の自立を支援するために理学療法・作業療法などのリハビリテーションを行います。

◆サービスを利用できる人

要介護（要支援）認定を受けた人で、病状が安定期にあり、医学的管理のもとでリハビリテーションが必要と主治医が認めた人

◎町内の事業所

事業所	住所	電話
清水赤十字病院	南2条2丁目1	0156-62-2513
御影診療所	御影西2条3-13	0156-63-2320

【短期入所生活介護・

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）】

自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復、家族の病気・冠婚葬祭・出張、家族の身体的・精神的な負担の軽減などのために、短期間施設に入所して介護、日常生活上の世話、機能訓練を行います。

◆サービスを利用できる人

要介護（要支援）認定を受けた人

◎町内の事業所

事業所	住所	電話
せせらぎ荘短期入所生活介護事業所	南3条1丁目1	0156-62-3611

【福祉用具貸与（福祉用具のレンタル）】

指定を受けた事業者が、在宅の要介護者等の心身の状況、希望及びその生活環境等をふまえ、適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け・調整などを行い、福祉用具を貸与します。

◆対象となる福祉用具

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、移動用リフト（つり具の部分を除く）、認知症老人徘徊感知機器、自動排泄処理装置

【福祉用具購入費の支給】

在宅の要介護者等が、入浴や排泄等に用いる福祉用具を購入したときは、その費用の7割から9割相当額が支給されます。なお、支給は、要介護者等の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に行われ、破損や要介護状態の変化等の特別の事情がある場合を除き、同一種目につき1回に限られます。

◆対象となる福祉用具

腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、簡易浴槽、入浴補助用具、移動用リフトのつり具

【住宅改修費の支給】

在宅の要介護者等に必要の手すりの取り付けや段差の解消等住宅改修を行った場合には、その費用の7割から9割相当額が支給されます。住宅改修費の支給を受けるためには、着工前にケアマネジャーなどが作成した書類を添えて、事前申請が必要です。

◆改修対象部所

手すりの取り付け、床段差の解消、滑りの防止、移動の円滑化などのための床材の変更、引き戸などへの扉の取替え、洋式便器などへの便器の取替え、その他これら各工事に伴う必要な工事

【居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導】

居宅療養管理指導は、病院・診療所・薬局の医師・歯科医師・薬剤師などが、通院が困難な利用者の自宅を訪問し、心身の状況や生活環境などを把握した上で、必要な療養上の管理及び指導を行います。

◆サービスを利用できる人

要介護（要支援）認定を受けた人

【地域密着型通所介護・通所型サービス

（小規模デイサービス）】

利用定員18人以下のデイサービスセンターで、入浴・食事・レクリエーションや機能訓練などのサービスを提供します。

◆サービスを利用できる人

清水町在住の要介護（要支援）認定を受けた人

◎町内の事業所

事業所	住所	電話
清水デイサービスセンター やすらぎ荘	南4条9丁目12-2	0156-67-7300
通所介護事業所リゾーム (休所中)	字御影499-2	0156-63-3211

【認知症対応通所介護（要介護1から5）

介護予防認知症対応型通所介護（要支援1又は2）】

認知症の特性に配慮した小規模（1日定員12人）のデイサービスです。入浴・排泄・食事などの介護、生活相談・助言や健康状態の確認など日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と心身の機能維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

◆サービスを利用できる人

清水町在住の要介護（要支援）認定を受けた認知症のある人

◎町内の事業所

事業所	住所	電話
さくらさくら認知症対応型通所介護事業所	北1条西5丁目1	0156-62-5772

【小規模多機能型居宅介護（要介護1から5） 介護予防

小規模多機能型居宅介護（要支援1又は2）】

通いによるサービスを中心に、希望に応じて訪問や宿泊を組み合わせて、入浴、排泄、食事などの介護、その他日常生活上の世話、機能訓練（リハビリテーション）を行います。

◆サービスを利用できる人

清水町在住の要介護（要支援）認定を受けた人。事業所への登録が必要になります。

◆このサービスを利用している間は、以下のサービスは併用できません。

訪問介護、短期入浴介護、デイサービス、デイケア、ショートステイ、特定施設入居者生活介護、その他の地域密着型サービス

◎町内の事業所

事業所	住所	電話
小規模多機能型居宅介護事業所 さくらさくら	字下佐幌基線98	0156-62-3733
小規模多機能型居宅介護事業所 松沢の郷	字熊牛11	0156-62-8088

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】

入所者が可能な限り在宅生活に復帰できることを念頭に、常時介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活の支援や、機能訓練、療養上の世話など、入所者の意思や人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスを提供します。

◆入所できる人

要介護認定を受けた人で、身体上・精神上著しい機能低下のための常時介護を必要とし、在宅介護が困難な人（原則として要介護3以上）

◎町内の事業所

事業所	住所	電話
特別養護老人ホームせせらぎ荘	南3条1丁目1	0156-62-3611

【介護老人保険施設（老人保健施設）】

病状が安定期にあり、入院治療の必要はないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする要介護者が入所する施設です。施設では、在宅での生活復帰を目指してサービスが提供されますので、在宅で生活できるかどうかを定期的に検討します。また、退所時には、本人や家族に適切な指導を行うとともに、退所後の主治医や居宅介護支援事業所などとの密接な連携に努めます。

◆入所できる人

要介護認定を受けた人で、病状安定期にあり、入院治療をする必要はないがリハビリテーションや看護・介護を必要とする人（要支援1又は2の人は、利用ができません）。

◎町内の事業所

事業所	住所	電話
介護老人保健施設みかげ	御影西2条3-13	0156-63-3711

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

（定員29人以下の特別養護老人ホーム）】

常時の介護が必要で、自宅で介護を受けることが困難な清水町内の人が入所できる施設です。施設では、可能な限り在宅生活への復帰を念頭にサービスを提供し、在宅での日常生活が可能になった場合には、本人や家族の希望を踏まえて、円滑な退所のための援助も行います。

◆入所できる人

清水町在住の要介護認定を受けた人で、身体上・精神上著しい機能低下のため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な人（原則として要介護3以上の人）

◎町内の事業所

事業所	住所	電話
地域密着型せせらぎ荘	南3条1丁目1	0156-62-3611

【グループホーム 認知症対応型共同生活介護

(要介護1から5)

介護予防認知症対応型共同生活介護 (要支援2)】

比較的安定した状態にある認知症の高齢者が、少人数で共同生活を送れるように工夫された認知症高齢者グループホームで、入浴・排泄・食事などの世話や機能訓練を行います。

◆サービスを利用できる人

清水町在住の認知症の症状のある要介護(要支援)認定を受けた人(要支援1の人は利用できません)

◎町内の事業所

事業所	住所	電話
さくらさくら認知症対応型グループホーム	字下佐幌基線98	0156-69-3001
認知症対応型共同生活介護グループホーム松寿苑	字熊牛11	0156-62-7707
グループホームせせらぎハウス	南3条1丁目1	0156-62-3611
認知症対応型共同生活介護グループホームうらら	南1条3丁目20-2	0156-69-1177

○ 清水町の主な在宅福祉サービス ○

※利用希望の方は保健福祉課 在宅支援係 TEL0156-69-2233まで



項目	内容	主な対象者	費用
給食サービス 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●週3回(月、水、金)の夕食時に、弁当を宅配します。</li> <li>●併せて安否確認も行います。</li> <li>●週1回からの利用もできます。</li> <li>●特別食(塩分制限、たんぱく制限等)の対応はできません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●おおむね65歳以上の独居、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の人</li> <li>●身体障がい者であって、心身の障がい及び傷病等の理由により調理が困難な人</li> </ul>	1食 500円
移送サービス 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●送迎車両により、週1回程度、医療機関への通院等の移動支援をします。</li> <li>●入院中で他の医療機関での受診や検査の必要時、入院後と入院中の外泊及び外出の移動支援も対象となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●おおむね65歳以上の虚弱又は寝たきりなど移動が困難な高齢の人</li> <li>●重度身体障がい者で、外出が困難な人</li> <li>※車椅子による移動の人が対象です。</li> </ul>	無 料
除雪サービス 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●申請により、あらかじめ登録された世帯について、11月から翌年3月の間に、おおむね10cm以上の降雪があった場合に除雪を実施します。</li> <li>●気象状況により、翌日に実施となる場合もあります。</li> <li>●農村地域は、町の除雪に合わせて実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●おおむね65歳以上の独居、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、虚弱又は身体的理由により除雪が困難な世帯</li> <li>●重度身体障がい者世帯で除雪が困難な世帯</li> <li>※同地域に親族が居住している場合は、利用対象外となる場合があります。</li> </ul>	無 料
生きがい デイサービス 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●月～土曜日のうち、週1回、清水町デイサービスセンターを利用できます。</li> <li>●送迎、健康チェック、日常動作訓練、昼食、入浴等のサービスを受けることができます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●心身機能の低下があり、外出の機会が少なく、次のいずれかに該当する人</li> <li>●要介護・要支援認定で非該当と判定された人</li> <li>●介護予防・生活支援サービス事業の対象とならなかった人</li> <li>●65歳未満で、日常生活に支障がある人</li> </ul>	1回 1,100円
高齢者等見守り 安心事業 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電話(週3回)と訪問(月1回)による安否確認を町内事業所の業務委託により行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●70歳以上で構成されている世帯に属する人</li> <li>●身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けた独居世帯の人</li> <li>●70歳以上及び身体障がい者で構成される世帯の人</li> </ul>	無 料
高齢者等短期入所事業 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護している家族等が旅行や冠婚葬祭等の用事又は介護疲れなどの特別な事由により、居宅における介護が困難になった場合に、一時的な短期入所を支援する事業です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要介護・要支援認定で非該当と判定された人</li> <li>●重度身体障がい者で介護を必要とする人</li> </ul>	日額 2,400円
緊急通報機器設置事業 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急時に清水消防署へボタン1つで通報できる緊急通報機器・ペンダントを貸し出します。</li> <li>●自宅に固定電話が設置されていることが条件です。また、協力員の確保が必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●70歳以上で構成されている世帯の人</li> <li>●重度身体障がい者で独居の人</li> <li>●70歳以上及び重度身体障がい者で構成されている世帯の人</li> </ul>	無 料
高齢者タクシー 乗車券助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年額12,000円(月額1,000円)のタクシー運賃を助成します。</li> <li>●申請月から助成対象となります。</li> <li>●町内のタクシー会社のみ利用可能です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●65歳以上であって要介護・要支援認定を受けている方、介護予防・生活支援サービス事業の対象者、運転免許証自主返納者</li> <li>※特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム入所者及び清水町重度身体障害者タクシー乗車券助成対象者は対象外です。</li> </ul>	無 料

〈要介護4以上の人のみ該当〉

項目	内容	主な対象者	費用
高齢者介護用品 購入費助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護用品の紙おむつ、紙パンツ、尿取りパッドを対象に月額6,500円を助成します。</li> <li>●申請月から助成対象となります。</li> </ul>	●要介護4又は5の介護認定を受けている人を現に自宅で介護している人	無 料